

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
第1114回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和5年2月14日（火）11時00分～14時35分

2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室

3. 出席者

原子力規制委員会

杉山委員

原子力規制庁

小野長官官房審議官、渡邊安全規制管理官、岩澤安全規制調整官、
奥企画調査官、齋藤火災対策室長、他8名

（議題1）

関西電力株式会社

原子力事業本部 副事業本部長、他9名

（議題2）

中国電力株式会社

北野 取締役常務執行役員 電源事業本部 副本部長

山本 執行役員 電源事業本部 部長（原子力安全技術）、他10名

4. 議題

- (1) 関西電力（株）美浜発電所3号機、高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機並びに大飯発電所3号機及び4号機の特定重大事故等対処施設の火災防護に係る設計及び工事の計画の審査について
- (2) 中国電力（株）島根原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について
- (3) その他

5. 配布資料

- 資料1-1 : 美浜発電所3号機 高浜発電所1, 2, 3, 4号機 大飯発電所3, 4号機 特定重大事故等対処施設の火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- 資料1-2 : 美浜発電所3号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- 資料1-3 : 高浜発電所1, 2号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- 資料1-4 : 高浜発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- 資料1-5 : 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料
- 資料2-1-1 : 島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設 火災による損傷の防止
- 資料2-1-2 : 島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）本文＜火災による損傷の防止＞
- 資料2-1-3 : 島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料＜火災による損傷の防止＞
- 資料2-2-1 : 島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設 審査会合における指摘事項の

回答 技術的能力の概要について

- 資料 2-2-2 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 本文<特定重大事故等対処施設に係る技術的能力>
- 資料 2-2-3 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 補足説明資料<特定重大事故等対処施設に係る技術的能力> (1 特定重大事故等対処施設の手順等について)
- 資料 2-2-4 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 補足説明資料<特定重大事故等対処施設に係る技術的能力> (2 想定する起因事象と特定重大事故等対処施設の効果の評価)
- 資料 2-2-5 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 補足説明資料<炉内の溶融炉心の冷却機能>
- 資料 2-2-6 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 補足説明資料<原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却機能>
- 資料 2-2-7 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 補足説明資料<原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能>
- 資料 2-3-1 : 島根原子力発電所 2 号炉 特定重大事故等対処施設 審査会合における指摘事項の回答 過圧破損防止機能
- 資料 2-3-2 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 本文<原子炉格納容器の過圧破損防止機能>
- 資料 2-3-3 : 島根原子力発電所 2 号炉 設置許可基準規則等への適合性について (特定重大事故等対処施設) 補足説明資料<原子炉格納容器の過圧破損防止機能>

6. 議事概要

(議題 1)

- (1) 関西電力株式会社から、資料を用いて、美浜発電所 3 号機、高浜発電所 1 号機、2 号機、3 号機及び 4 号機並びに大飯発電所 3 号機及び 4 号機の特定重大事故等対処施設に係る火災防護について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 関西電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

(議題 2)

- (1) 中国電力株式会社から、資料を用いて、島根原子力発電所 2 号炉発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する、火災による損傷の防止、技術的能力、過圧破損防止について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上